

# 青色申告の特例 《所得税・法人税》

## 1. 適用の対象者

### 農業者等

#### 《個人》

- 確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの所得について翌年2月16日から3月15日（令和8年は2月16日から3月16日）までの間に行います。
- 青色申告を行うためには、青色申告を行おうとする年の3月15日までに納税地を所管する税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、青色申告を行おうとする年の1月1日から12月31日までの取引について、一定の方法で記帳し帳簿を保存する必要があります。
- 一定の方法で記帳とは、貸借対照表と損益計算書を作成することができるような正規の簿記による記帳が原則ですが、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでもよいことになっています。

#### 《法人》

- 確定申告は、事業年度ごとにその事業年度の所得についてその事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に行います。
- 青色申告を行うためには、青色申告を行おうとする事業年度開始の日の前日までに納税地を所管する税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、青色申告を行おうとする事業年度開始の日以降の取引について一定の方法で記帳し帳簿を保存する必要があります。
- 一定の方法で記帳とは、貸借対照表と損益計算書を作成することができるような正規の簿記による記帳が原則です。

## 2. 青色申告の手続き（個人の場合の例）

令和6年

令和7年

令和7年分の事業についての  
所定の帳簿の備え付けと記帳

～3月15日

令和7年分から青色申告を行う場合には、3月15日までに納税地を所管する税務署に「青色申告承認申請書」を提出します。

令和8年

令和8年分の事業についての  
所定の帳簿の備え付けと記帳

2月16日～3月16日

確定申告（令和7年分）

## 2. 特例の内容

青色申告者の主な特例は、次のようなものがあります。

	特 例	青色申告		白色申告
主な所得計算上の特典	事業専従者給与 (個人のみ)	原則として全額必要経費算入	↔	最高86万円までを必要経費算入
	申告控除 (個人のみ)	最高65万円(※)を所得金額から控除 (※) e-Taxによる申告又は電子帳簿保存の場合	↔	控除はない
	各種引当金の繰り入れ	貸倒引当金などの繰入れが可能	↔	引当金の繰入れは不可
	減価償却の特例等	特定設備等の特別償却、税額控除措置	↔	通常減価償却のみ
	棚卸し資産の選択(個人のみ)	低価法の選択が可能	↔	低価法の選択は不可
	純損失の繰越控除	3年間の繰越控除が可能(法人は10年間)	↔	特定の場合のみ(災害による事業用資産の損失)繰越控除が可能
	純損失の繰戻し	前年に繰戻して、前年分の所得税額を還付	↔	還付不可
手続き上の特典	更正の制限	原則として帳簿を調査した後でなければ更正不可	↔	特段の制限なし
	更正の理由附記	理由の附記が必要	↔	理由の附記は不必要
	異議申立てと審査請求	更正に対する不服申し立ては、異議申し立てをしないで、直接審査請求可能	↔	不服申し立ての順序は異議申し立て→審査請求

### 3. 特例の効果

青色申告者（個人の場合）は、欠損金が生じた場合、3年間繰り越して所得金額から控除できます。

#### （具体例 1）

		青色申告者	白色申告者
平成 30年	所得金額	▲1,000万円	▲1,000万円
	税額 (所得税)	-	-
令和 元年	所得金額	300万円	300万円
	税額 (所得税)	300万円 - 1,000万円 = ▲700万円 → -	195万円 × 5% + (300万円 - 195万円) × 10% = <b>20.25万円</b>
2年	所得金額	500万円	500万円
	税額 (所得税)	500万円 - 700万円 = ▲200 万円 → -	195万円 × 5% + (330万円 - 195万円) × 10% + (500万円 - 330万円) × 20% = <b>57.25万円</b>
3年	所得金額	600万円	600万円
	税額 (所得税)	600万円 - 200万円 = 400万 円 195万円 × 5% + (330万円 - 195万円) × 10% + (400万円 - 330万円) × 20% = <b>37.25万円</b>	195万円 × 5% + (330万円 - 195万円) × 10% + (600万円 - 330万円) × 20% = <b>77.25万円</b>

#### 4年間の節減効果の比較

（青色申告者）37.25万円

（白色申告者）20.25万円 + 57.25万円 + 77.25万円 = 154.75万円



154.75万円 - 37.25万円 = 117.5万円

**青色申告をすれば白色申告に比べ117.5万円のメリット！！**

注）上記試算では、他の各種控除は考慮していない

### 3. 特例の効果

青色申告者は、原則、専従者給与の全額を必要経費に算入でき、青色申告特別控除として所得金額から最高65万円を控除することができます。

(具体例2)

収入1,000万円、必要経費600万円、家族への給与150万円の場合

青色申告者：1,000万円－600万円－150万円（専従者給与）  
－65万円（青色申告特別控除）  
＝185万円（課税所得）  
185万円×5%＝9.25万円（所得税額）

白色申告者：1,000万円－600万円－86万円（事業専従者給与）  
＝314万円（課税所得）  
195万円×5%＋（314万円－195万円）×10%  
＝21.65万円（所得税額）

21.65万円－9.25万円＝12.4万円

**青色申告をすれば白色申告に比べ12.4万円のメリット！！**

注) 上記試算では、他の各種控除は考慮していない

お問合せ先 農林水産省経営局経営政策課税制・年金G  
(代表) 03-3502-8111 (内線) 5152  
(直通) 03-6744-0576